

函 福 監

平成24年7月11日

各 社会福祉法人理事長 様
サービス事業代表者

函館市保健福祉部指導監査課長
(公印省略)

夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の
提供について

このことについて、介護・障害福祉サービス事業者におかれましては、節電対策期間中および計画停電が実施される場合に備え、下記の事項に留意し適切に対応されるようお願いいたします。

なお、複数事業を運営している事業者については、代表して通知しておりますので、各事業所への周知をお願いします。

記

1 節電対策期間中および計画停電が実施される場合に備えた対応

(1) 適切なサービスの提供

居宅介護支援事業者等においては、利用者のニーズを適切に把握した上で、節電対策および万が一の計画停電に伴い、ケアプランやサービス利用計画の変更が生じる場合は迅速に対応すること。

また、各サービス事業者においては、営業日および営業時間の変更を行うなどして、介護・障害福祉サービス等の提供に努めること。

(2) 熱中症の予防

熱中症は室内や夜間においても発生するので、各サービス事業者は、利用者の体調に十分配慮し、こまめな水分補給、換気や遮光カーテン等による室温の管理など、熱中症を予防するための必要な措置を取ること。

(3) 関係機関との連携

利用者の健康状態や生活において支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保すること。

2 計画停電が実施される場合に備えた対応

計画停電は実施地域や時間帯があらかじめ定められ、かつ、実施時間も限定されることから、各サービス事業者においては、利用者の処遇に支障が生じないよう、あらかじめ必要な対策を検討しておくこと。

3 節電対策・計画停電に係る質疑応答

(1) ケアプラン・サービス利用計画の変更

問 計画停電を含む節電対策（以下「節電対策等」という。）に伴い、サービスの提供に変更が生じる場合には、ケアプランやサービス利用計画は、どのように取り扱ったらよいか。

答 居宅介護支援事業所等にあつては、節電対策等を踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した上で、ケアプランやサービス利用計画に変更が生じる場合には、迅速な対応をお願いします。

なお、家族の都合などの臨時的、一時的なもので、サービス提供の単なる曜日の変更の場合には「軽微な変更」として取り扱うことが可能です。

(2) 運営規程の取扱い

問 節電対策の期間中、一時的に営業日・営業時間を変更した場合には、運営規程の変更は必要か。

答 節電対策の期間中に、土曜日・日曜日や早朝・夜間の利用者受け入れなどのため、一時的に営業日・営業時間を変更する場合にあつては、運営規程の変更が必要となります。

(3) 定員の超過の取扱い

問 節電対策の期間中、通所サービスおよび短期入所サービスの利用者数が一時的に変動することも予想されるが、節電対策等に係る利用者を受け入れた結果、定員を超過した場合、定員超過利用による減額措置を適用しないことが可能か。

答 節電対策の期間中、土曜日・日曜日や早朝・夜間の利用者受け入れなどのため、一時的に定員を超える利用者を受け入れた場合、「災害その他やむを得ない理由による定員超過利用」として、減算措置を適用しない取扱いが可能であるとともに、介護保険における通所サービスにおいては、平均利用延人員数に含まないこととしています。

なお、この場合にあつては、節電対策等を理由に受け入れた利用者について、その他の利用者と明確に区分することが必要です。

(指導監査課 TEL 0138-21-3262)